

契約書

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話: 03-5666-5678 (月～土曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 _____ 地引 美樹

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 東京ケア(居宅介護支援事業所)の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	東京ケア
所在地	東京都 江戸川区 鹿骨 3-18-8
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第1372302644号)
サービスを提供する 実施地域※	江戸川区 ・ 葛飾区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(主任)介護支援専門員	1名		管理業務等	1名
介護支援 専門員	介護支援専門員	1名以上	1名以上	ケアマネジメント に関する一連の業 務	1名以上

(3) 営業時間

月～土	午前9時～午後6時
-----	-----------

※ 日曜・12月30日～1月3日は休業

※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制で必要に応じて相談をさせていただきます
連絡先は03-5666-5678で営業時間外は転送で対応いたします

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので利用者の自己負担はありません。

但し、介護保険法の改正により利用者に自己負担を求められる様になった場合はその限りではありません。

また、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

(ア) 介護支援専門員取扱件数 44 件未満の場合

要介護 1・2 12,380 円 要介護 3・4・5 16,085 円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 59 件未満の場合

要介護 1・2 6,201 円 要介護 3・4・5 8,025 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,716 円 要介護 3・4・5 4,810 円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。

また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2280 円減算する事となります

(エ) 加算を算定した場合

・初回加算 1ヶ月につき 3,420 円

・入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 2,850 円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 2,280 円

・退院・退所加算

カンファレンス参加なしの場合

1回 5,130 円 2回 6,840 円

カンファレンス参加ありの場合

1回 6,840 円 2回 8,550 円 3回 10,260 円

・特定事業所加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 5,916 円

・特定事業所加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 4,799 円

・特定事業所加算（Ⅲ） 1ヶ月につき 3,682 円

・特定事業所加算（A） 1ヶ月につき 1,299 円

・ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,560 円

・特定事業所医療連携加算 1ヶ月につき 1,425 円

・通院時情報連携加算 1ヶ月につき 570 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

6. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
 - ④ 虐待の防止、身体拘束に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者：地引 美樹
--------------	-----------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報します。
- (3) 虐待通報の窓口

東京ケア相談係	電 話 番 号：03-5666-5678 受 付 時 間：9：00 から 18：00
江戸川区介護保険課 事業者調整係	電 話 番 号：03-5662-0032 受 付 時 間：9：00 から 17:00 まで (ただし、土・日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 当事業所のケアプラン訪問の介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況 付属別紙 3 参照

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客様相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更希望される方はお申し出ください。

担当 中村 亘・地引 美樹

電話 03-5666-5678

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・江戸川区介護保険課事業者調整係（受付時間8時30分～17時 土日祝日除く）

東京都江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-0892

- ・東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課（受付時間9時～17時土日祝日除く）

東京都千代田区3-5-1

電話 03-6238-0177

7. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 ウメザワ
代表者役職・氏名	代表取締役 梅澤 宗一郎
本社所在地・電話番号	東京都江戸川区松本1-33-20 03-3655-3499

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。
 - ・ 複数の事業所の紹介を求める
 - ・ 当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。
この際に、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

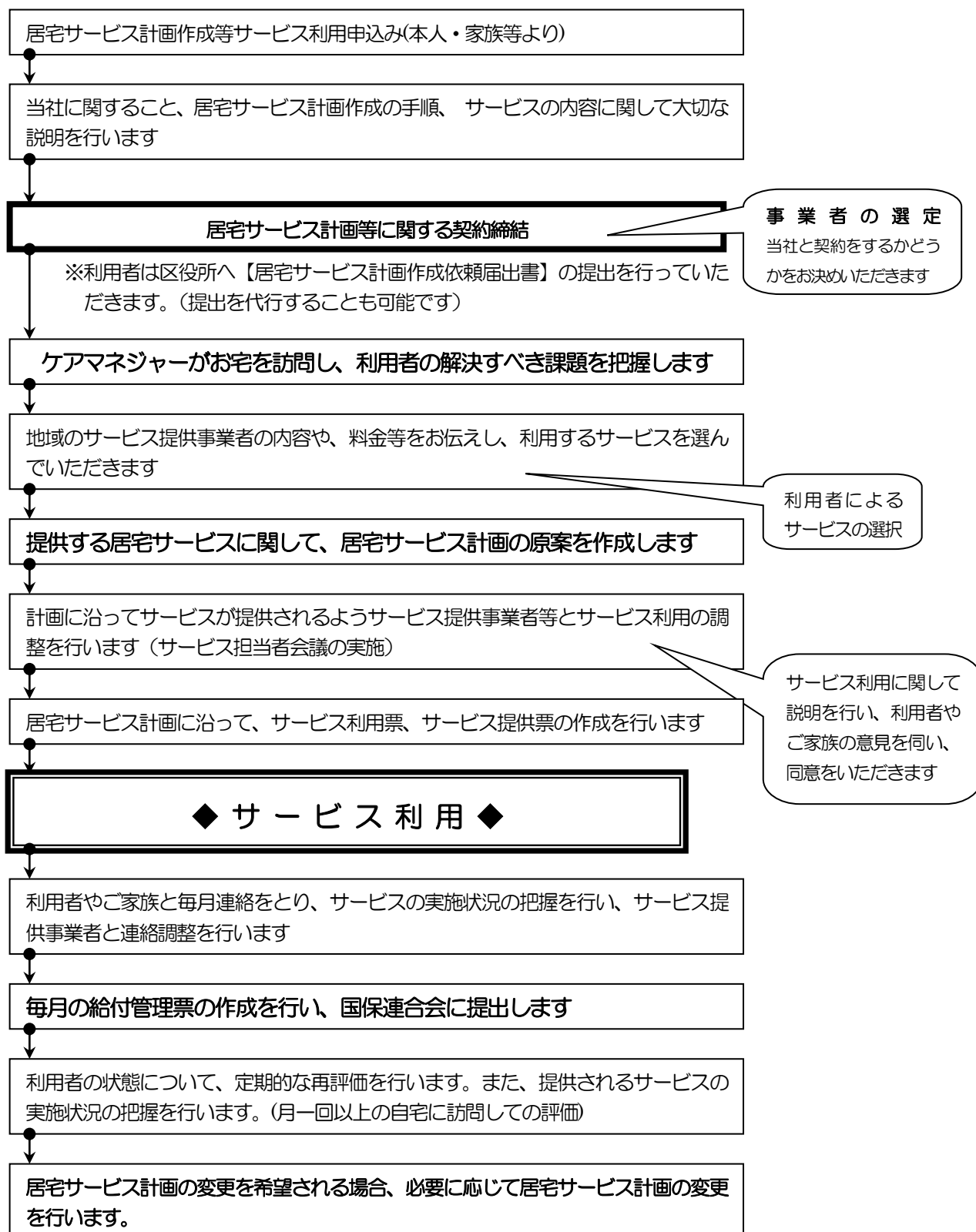
3. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都江戸川区鹿骨 3-18-8
名 称 東 京 ケ ア

説明者 氏名

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

本人との関係